

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 8 月 7 日（金）第130号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（森づくり推進課取扱い） 1
 ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 1
 ○公共測量の終了（監理課取扱い） 2
 ○道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 2
 ○道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 2
 ○道路の位置指定（大隅地域振興局取扱い） 2

公 告

- 令和 2 年度採石業務管理者試験公告（商工政策課取扱い） 3
 ○落札者等の公告（2件）（会計課取扱い） 4

正 誤

- 鹿児島県公報第93号の16（令和 2 年 3 月 31 日付け）の一部訂正（※）
 （工業用水課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第735号

令和 2 年 6 月 23 日鹿児島県告示第622号（以下「告示第622号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を始良市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 8 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
		指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松下和代	始良市蒲生町白男字下楠生4198番	告示第622号の変更後の指定施業要件のとおり
山元喜平，谷口幹夫	始良市蒲生町白男字下楠生4198番，4247番	
酒匂タエ，松下和代	始良市蒲生町白男字下楠生4247番	

鹿児島県告示第736号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 2 年 8 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
河野 智紀	霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320番地	循環器科	令和 2 年 7 月 30 日
宮内 孝浩	独立行政法人国立病	始良市加治木町木田	循環器科	令和 2 年

	院機構南九州病院	1882		7月30日
藤田 俊浩	社会福祉法人恩賜財 団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2 番46号	消化器科	令和2年 7月30日
藤原 和樹	青雲会病院	始良市西餅田3011番 地	眼科	令和2年 7月30日
中村 憲一	出水総合医療センタ ー	出水市明神町520	整形外科	令和2年 7月30日
林 知実	霧島市立医師会医療 センター	霧島市隼人町松永 3320番地	外科	令和2年 7月30日
原 純	みんなの診療所	大島郡龍郷町中勝字 松下476-1	内科	令和2年 7月30日
安田 恵里奈	昭南病院	曾於市大隅町下窪町 1番地	泌尿器科	令和2年 7月30日

鹿児島県告示第737号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、龍郷町長から令和2年2月4日鹿児島県告示第107号で告示した公共測量の実施は、令和2年6月30日終了した旨の通知があった。

令和2年8月7日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第738号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年8月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	徳重横井鹿児 島線	鹿児島市犬迫町10222番1 地先から7987番1地先まで	前	7.1~10.7	458.3
			前	9.0~31.1	344.2
			後	7.1~10.7	458.3
			後	10.9~31.1	344.2

鹿児島県告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年8月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	徳重横井鹿児島 線	鹿児島市犬迫町10222番1地先から7987番1地先ま で	令和2年 8月7日

大隅地域振興局告示第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 8 月 7 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和 2 年 7 月 3 日	鹿児島市西陵三丁目28番22号 株式会社トータルハウジング 代表取締役 渡邊孝太郎	志布志市志布志町安楽字高尾6215番 2	34.51	5.00

公 告

令和 2 年度採石業務管理者試験公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和 2 年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 8 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の期日
令和 2 年10月 9 日 (金) 午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）
- 3 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,100円
- 6 受験手続
(1) 提出書類等
ア 受験願書
イ 写真（出願前 6 月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
ウ 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）
(2) 提出書類等の提出先
鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577）
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書き、書留郵便とすること。
- 7 提出書類等の受付期間
令和 2 年 8 月 24 日 (月) から同年 9 月 25 日 (金) までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送の場合は、令和 2 年 9 月 25 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 8 月 7 日

鹿児島県警察本部長 鈴木敏夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
交通管制システム上位装置の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 6 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額
146,737,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 2 年 4 月 3 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 8 月 7 日

鹿児島県警察本部長 鈴木敏夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
I P R 形警察移動無線通信システム（移動用無線機ほか） 190式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 6 月 12 日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機株式会社九州支社
福岡市中央区天神 2 丁目 12 番 1 号
- 5 落札金額
147,611,420円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 2 年 4 月 28 日

正 誤

令和 2 年 3 月 31 日 付け 鹿 児 島 県 公 報 第 93 号 の 16 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る 。

ページ	訂正箇所	誤	正
6	下から 6 行目	第 2 条 中 「職 員	第 2 条 第 1 項 中 「雇 用 さ れ る 職 員